

市営保育所の民間移管に関する意向調査結果の概要

1 回答状況

(1) 移管を受ける意向

	聚楽保育所	山ノ本保育所
移管を受けることを検討したい	3	1
関心があり、詳しい話を聞きたい	3	2
合計	6	3

(2) 移管後の運営形態

回答	聚楽保育所	山ノ本保育所
保育園	2	0
認定こども園	1	2
未定	3	1

2 移管に関して知りたい点

	主な質問	回答
1	実際に運営を開始する時期は、移管時の平成30年4月か、それとも共同保育開始時の平成30年1月か。	法人として運営を開始していただく時期は、移管時の平成30年4月です。
2	幼稚園としての保育形態（保育時間等）で対応できるか。	移管後の運営に係る基本事項において、保育所運営の開所時間や休園日を設定しており、幼稚園としての保育形態では対応いただけません。
3	共同保育に係る具体的なスケジュールを知りたい。	<p>移管前の平成29年4月～12月は、施設長予定者1名及び主任保育士予定者1名に原則週1日移管対象保育所に来所いただき、引継ぎを実施します。</p> <p>平成30年1～3月は、施設長予定者1名、主任保育士予定者1名、担任予定者（各クラス1名）及び調理員予定者1名に原則週5日移管対象保育所に来所いただき、共同保育を実施します。</p> <p>移管後の平成30年4月～平成31年3月は、移管前の副所長及び各クラスの担任が移管後の施設に残り、必要な日数共同保育を実施します（※移管後の状況に応じて、本市からの派遣職員を適宜減らします）。</p>

	主な質問	回 答
4	認定こども園として運営する場合、学校法人でも受けることのできる助成金等について知りたい。	学校法人が運営する幼保連携型認定こども園については、国基準に基づく施設型給付費及び本市配置基準に基づく加配のほか、私立保育所と同様に施設運営に係る本市独自の民間保育施設援護費の助成対象となります。
5	実施事業の実態や引き継ぐべき事業を知りたい。	移管後の運営に係る基本事項において、保育所運営や保育内容等について遵守していただきたい基準を設けています。 また、移管対象保育所の状況等については、募集要項の配布開始後、保育所を見学していただく機会を設ける予定です。
6	土地賃貸料及び期間や建物を建て替える際の補助金について知りたい。	土地の貸付料は、平成29年度の固定資産税評価額を基に算出する額であり、移管開始後6年間は算出額の1/4としています。期間は30年間を基本として賃貸借契約を締結します。 民間保育園の耐震化や待機児童解消のための改修・増改築に当たっては、国の補助制度を活用し、整備補助を実施しています。
7	審査の基準や選定条件、必要経費を知りたい。	審査については、第一次審査（書面審査）及び第二次審査（実地審査、プレゼンテーション審査、ヒアリング審査）において、運営実績及び事業計画を審査します。 審査基準や必要経費については、募集要項で提示します。
8	移管後のじゅらく児童館との連携について知りたい。	じゅらく児童館と連携して実施している子育て支援事業等を引き継いでいただきます。